

議案第50号

杉並区公衆便所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成26年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区公衆便所条例の一部を改正する条例
杉並区公衆便所条例（昭和28年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正
する。

別表荻窪駅南口通り公衆便所の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。

（提案理由）

荻窪駅南口通り公衆便所を廃止する必要がある。